

すすむ検討

J R職員住宅跡地利用検討会では、跡地の利用について検討を進めています。これまで検討で区から示された条件や予定などは右のとおりです。

敷地の使い方については防災的な広場と防災センターという制約があります。しかし、具体的な内容について決められている訳ではありません。防災的な広場と言っても、重装備な防災公園から、多目的利用を考慮した広場までさまざまなものが考えられます。防災センターと言っても、同じように内容はいろいろあります。

会では、自由に意見を出し合い、使い方のアイデアを並べました。次に公園や施設にはどのような目標イメージを持たせたいかについて検討しました。本格利用についてはいろいろな意見が出されています。暫定利用については、次の意見に集約されてきました。

- みんなが使える土やはらっぱの広場
- 地域や学校で育てる花壇や菜園
- 柵で囲んだ広場

この意見を元に検討会では、暫定利用について次ページのように考えています。検討会では地元の方の意見を伺いながら、暫定利用を行い、また引き続き本格利用の計画を進めます。

区からは自転車保管所の提案も

跡地の暫定利用については、区の土木部交通安全課から自転車保管所に使わせていただけないかとの提案がありました。

交通安全課長の話では、池袋駅は今年、駅前放置自転車の全国ワースト1というありがたくない順位をつけられました。区では放置自転車を定期的に撤去しています。しかし、一定期間は保管して持ち主に引き取っていただくようにしないといけないことになっています。そのため、たくさんの保管場所が必要となりますが、区内では十分な敷地がありません。そのため、撤去もできない状況となっています。

これまでの確認事項

区からの前提条件

区では、敷地の取得に際して東京都の補助金を受けています。その際に次のような利用上の制約が課せられており、それ以外の使い方は認められません。

- 北側(約4000㎡)…防災的な広場
- 南側(約1900㎡)…防災センター用地

これからの予定

跡地整備のスケジュールは次のようになっています。ただし、財政的な事情により、多少変更されることもあります。

- 平成12～14年度 検討・設計期間
- 平成15年度 工事期間
- 平成16年度 施設の供用

本格利用と暫定利用

跡地は財政的な事情により、すぐに本格的な整備を行うことはできません。本格利用の工事が始まるまではあまりお金をかけない範囲で暫定利用ができるように検討します。(次ページに提案があります)今のところ利用期間は次のようになっています。

- 暫定利用 平成14年度まで
- 本格利用 平成16年度から

交通安全課長は、J R跡地の南側用地だけでも使うことができれば、約1200台の自転車が収容でき、駅前の放置自転車の撤去をより強力に進めることができ、駅周辺の防災や交通安全、美観上大きな効果が期待されるとしています。

検討会では、区からの提案に対して次のような意見が出されました。

●区全体の自転車対策の方針がないまま、場当たりの対策をやっても効果が薄いのではないかと。

●暫定利用でも防災的な使い方にすべきで、自転車があつてはいざという時に邪魔になる。

そして、自転車保管所には反対ということで意見が一致しました。

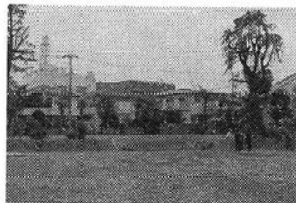
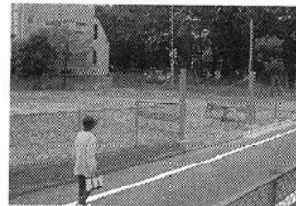
跡地は今

職員住宅・解体終了

J R職員住宅は9月末までに解体を全て終了し、10月には、精算事業団から豊島区に正式に移管されました。

敷地はほぼ更地となっています。しかし、まちづくりの会からの要望により、敷地内の樹木は残されました。また北側の敷地の中央にある高さ90cmほどの擁壁は、その上にある樹木を残すためにあえて残されています。敷地の周囲のフェンスはそのまま残され、入口には門扉が新設されました。

更地となった敷地には砂利がまかれています。これから冬を迎えた時に砂ぼこりが飛んでご近所に迷惑にならないようにという配慮からです。さらに砂ぼこりを防止するために、クローバーとレンゲの種子を敷地の外周部にまきました。



検討会が考えた暫定利用

跡地検討会では暫定利用計画を右のようにしたいと考えました。はらっぱと学校園です。

当初はいろいろな案が出されましたが、災害時の利用を第一に考え、また区の予算がそれほど期待できないことも考慮して、この案になりました。

跡地検討会でもっとも配慮したのが、近隣への迷惑です。今の状態では砂ぼこりが飛ぶことが心配されます。また、広場の開放後は夜間の無秩序な使い方などによって迷惑を及ぼすことも心配されます。

そこで暫定利用では、当面はクローバーやレンゲを植えて砂ぼこりを防止し、やがてはらっぱとすることによってなるべく迷惑がかからないようにしたいと思います。また、暫定利用期間は夜間の出入を制限して、近所迷惑になるような使い方を防止する方法を提案しています。

夜間閉鎖する場合のカギの管理をどうするかなど、これから解決しなければならない問題点も沢山ありますが、多くの方に親しんでいただける広場となるように検討していきたいと考えています。ご近所の皆さん、地区の皆さんのご理解とご協力をお願い致します。

ご意見やアイデアをお寄せください

跡地の暫定利用や、公園、施設についての皆さんのご意見やアイデアを募集します。どのようなことでもけっこうですので、FAXまたはお手紙でご意見をお寄せください。

●広場の利用……はらっぱと学校園

はらっぱはクローバーとレンゲの種子をまき、その後雑草が生えた時に草のはらっぱとなるようにします。

学校園は地区内の学校が教材として利用する菜園や花壇です。

●管理の形……フェンスを残し夜間は閉鎖

今設置されているフェンスを残して、入口を限定する広場とします。入口には夜間はカギをかけ、出入を禁止します。

当面の管理

跡地の管理は、暫定利用期間はまちづくり推進課が主となり、公園緑地課と協議しながら、砂ぼこり、ゴミ等の対策を行っていきます。また当面は、出入口の扉にカギをかけます。

臨時的な使用については、短期の町会活動や学校行事などには使用できます。使用したい時はまちづくり推進課に届けてください。なお、夜間の使用や営利目的、建物の建設はできません。

宛先は

財団法人 豊島区街づくり公社
豊島区東池袋1-39-2-4F 〒170-0013
FAX 03-5992-6099
担当/小林、井上